

〈参考〉 想定される発生事案毎の基本的な体制

地震発生

- 震度 5 以上及び入居者等からの通報による被害の発生を覚知した場合は、休日・夜間にかかわらず、指定管理者による巡回開始
- 震度 4 における休日・夜間については、連絡体制とする。
- 震度 3 以下の場合であっても被害の発生を覚知した場合は、現状把握を行う。
- 第 2 非常配備基準以上となった場合は、振興局職員も協力の上、現状把握を行う。
- 被害が確認された場合は、振興局職員も現地へ急行する。
- 詳細は「地震対応編」を参照

住宅火災

- 近隣住民等からの通報を受け、速やかに現地を確認する。
- 休日・夜間における職員の対応については、被害の程度を勘案して判断することとするが、振興局所在地の道営住宅に被害があった場合は、原則、現地確認を行う。
- 詳細は「住宅火災対応編」を参照

台風発生

- 台風情報を事前に把握し、上陸前までに強風による飛散の恐れのある工作物等の点検を実施
- 大雨・暴風警報（特別警報含む。）が発令された場合は、連絡体制をとることとし、通報等により被害を覚知し、緊急性が高いと判断されるときは、現状把握を行う。
- 通報等がない場合であっても台風通過後、速やかに団地巡回を行い、被害の有無を確認する。
- 詳細は「台風対応編」を参照

事件・事故

- 人的被害及び物損被害が発生した場合は、現地の確認をする。ただし、死傷者が発生した場合の休日・夜間の体制は、振興局職員は連絡体制とするが、状況に応じて現地の確認を行う。
- 事故に関しては、損害賠償案件となる可能性もあることから、速やかに現場に急行し、事故現場の写真をあらゆる角度から撮影
- 詳細は「事件・事故対応編」を参照